

Legal Update

確約手続き(改正独占禁止法)の施行日を定める改正法の成立

(執筆者) 雨宮 慶

1. 確約手続きの施行に関する改正法の成立

先日のニュースレター¹でご案内した、改正独占禁止法の確約手続きの施行日を改正する法律²が、2018年6月29日に参議院で可決され、成立しました(以下「TPP整備法改正法」といいます)。早ければ2018年中に確約手続きが施行されます。

2. 確約手続きとは

確約手続きとは、独禁法違反の疑いがあっても、企業が自主的に改善することにより、行政処分を行わないこととする手続きです。すなわち、独禁法違反の疑いがある場合に、公正取引委員会(公取委)からの通知に基づき、事業者自らが、その疑いの理由となった行為を排除するために必要な措置(排除措置計画)を自ら策定し、公取委の認定を受けた上でそれを実施する場合には、公取委は独禁法違反の認定や行政処分(排除措置命令や課徴金納付命令)を行わないというものです。

確約手続きの詳細な内容については、別のニュースレターでご案内する予定です。

3. 確約手続き施行のメカニズム

確約手続きを定める独禁法改正法(TPP整備法)³は2016年12月9日に成立しましたが、未施行となっていました。同法では、施行日が、米国を含む環太平洋パートナーシップ協定(いわゆる「TPP12協定」)が日本国について効力を生ずる日とされていたからです。

今般、TPP整備法改正法が成立したことで、既に成立した確約手続きを含むTPP整備法の施行日が、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(いわゆる「TPP11協定」)の発効日となります⁴。

ご承知のとおり、米国を除く11か国⁵は、2018年3月8日にTPP11協定に署名し、日本は6月13日にこれを承認しました。TPP11協定の発効日は、署名国のうち少なくとも6か国が国内法上の手続きを完了した旨を書面により寄託者(ニュージーランド)に通報した日から60日後です⁶。

¹ <http://www.mofo.jp/topics/2018/04/18/20180418NewsletterIMMOFO.pdf>

² 「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律」。

³ 「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」。

⁴ ただし、TPP12協定がTPP11協定より先に発効した場合には、確約手続きに関する独禁法改正法の施行日はTPP12協定の発効日となります。

日本は、上記の TPP11 協定の承認と、今般の TPP 整備法改正法の可決により国内手続きを概ね完了しました。TPP11 協定署名国で国内手続きを完了するのはメキシコについて 2 番目とのことです。

4. 施行までのスケジュール

上記のとおり、確約手続きの施行日は TPP11 協定の発効日ですが、本年中に TPP11 協定の発効する可能性もあると見込まれていますので、確約手続きも本年中に施行される可能性があります。

確約手続きに関する法律と規則⁷は、未施行ながら既に存在します。公取委は、確約手続きの運用に関してガイドラインを制定するべく準備を進めており、本年の秋ころに公取委が案をパブリックコメントに付すものと予想されます。

コンタクト

両宮 慶
東京オフィス
03-3214-6522
KAmemiya@mofo.com

このニュースレターがご提供する情報は一般的なもので、いかなる個別の事案に対しても適用されることを保証したり、解決を提供するものではありません。具体的な事案においては、当該事案に対する個別の法的助言なくして、ご判断をなされないようお願い申し上げます。

⁵ オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール及びベトナム。

⁶ TPP11 協定第 3 条。

⁷ 公正取引委員会の確約手続に関する規則。